

【中国】 科学技術成果転化促進法の改正

主任調査員 海外立法情報調査室 岡村 志嘉子

* 2015年8月29日、科学技術の研究開発成果の実用化促進等を目的とする法律が改正され、産学官連携や情報公開の推進、評価・報奨制度の適正化が図られることになった。

1 改正の経緯

1996年10月1日に施行された科学技術成果転化促進法（全37か条）（注1）は、科学技術の研究開発成果の実用化を促進することなどにより、産業の発展や生産力の向上を図ることを目的とする。同法は、中国の経済発展や産業の高度化に重要な役割を果たしてきたが、施行後約20年を経て、現行規定が次第に現状に適合しないものとなり、法改正の必要性が高まっていた。

中国政府は近年、「科学技術強国」の実現という目標を掲げ、関連の制度改革を積極的に進めている。中国の研究開発予算は年々増加し、研究開発水準も向上しているが、産学官連携が不十分であり、実用化の面で十分な成果が得られていないとされる。実用化に係る審査体制や手続の合理化も課題となっている。今回の法改正は、このような課題の解決に向けて法的基盤の整備を図るものである。

改正案は、2015年2月、第12期全国人民代表大会常務委員会第13回会議に提出され、第1回審議が行われた。その後、意見公募を経て修正が加えられた改正案が、8月の同委員会第16回会議で再度審議され、2015年8月29日に可決、成立し、同日公布された（注2）。改正事項は、当初の改正案では計40項目であったが、最終的には計44項目となった。また、改正法の条数は、旧法より15か条増えて全52か条となり、規定内容にもかなり大きな変化が見られる。改正法の施行日は、2015年10月1日である。

2 改正法の内容

(1) 定義

科学技術成果の転化とは、生産力の水準を向上させるため、科学技術の研究開発によって生み出された実用的価値のある成果に対し、継続実験、開発、応用、普及を行うことにより新技術、新材料、新製品等を生み出し、新たな産業を発展させる活動をいう（第2条）。

(2) 基本原則

科学技術成果の転化においては、①イノベーション創出戦略の推進、経済・社会の発展と環境・資源の保護、国の安全の維持等への貢献、②市場規律の尊重と企業の主体性の発揮、③公共の利益及び個人の合法的な権利利益の保障を基本原則とする（第3条）。国は、科学技術成果の転化に対し合理的な財政資金の投入を行うとともに、民間資金の投入にも努める（第4条）。国はまた、科学技術成果の転化について、まず国内で実施することを奨励する（第6条）。

(3) 情報公開

国は、科学技術報告制度及び科学技術成果情報システムを整備し、科学技術プロジェクトの実施状況、科学技術成果とそれに関連する知的財産権情報を公開し、その検索、選別等のサービスを提供する。財政資金を利用したプロジェクトの実施者に対しては、速やかな報告を義務付け、それ以外のプロジェクトについても報告を奨励する。(第 11 条)

(4) 重点分野

国が政府調達、研究開発補助金、モデル事業化等を通じて重点的に支援を行う科学技術成果転化プロジェクトは、①産業技術の水準や経済効果の著しい向上、②国家安全能力及び公共安全水準の著しい向上、③資源の節約、環境汚染の防止及び防災減災能力の向上、④国民の生活と健康の水準向上、⑤農業又は農村経済の発展促進、⑥少数民族地域、辺境地域及び貧困地域の発展加速の計 6 分野である (第 12 条)。

(5) 軍民融合

国は、科学技術成果の軍民相互利用のための有効な枠組みを構築し、軍需品の開発や生産においても、先進的な民間の基準を優先的に採用し、軍民相互の技術移転を推進しなければならない (第 14 条)。

(6) 研究機関等の成果の活用

国は、研究機関及び高等教育機関 (以下「研究機関等」) が譲渡、ライセンス又は投資等の形で企業その他の組織 (以下「企業等」) に科学技術成果を移転することを奨励する (第 17 条)。国が設置した研究機関等は、当該機関が有する科学技術成果について、自主的に譲渡、ライセンス、投資等の決定を行うことができるが、その価格は協議、技術取引市場での取引又は競売により決定しなければならない (第 18 条)。

(7) 評価と奨励

研究機関等の主管官庁及び関係行政部門は、研究機関等及び研究者の評価や研究資金配分において、関係する科学技術成果の転化の状況を重要な指標の 1 つとする評価体系を構築しなければならない (第 20 条)。

成果の譲渡、ライセンス等による収入については、別に定める場合を除き、当該純収入の 50%を下回らない金額を、その成果に重要な貢献のあった職員に対する報酬とする (第 45 条)。

(8) 産学連携

財政資金を用いた科学技術プロジェクトで産業化の目標が明確なものについては、研究開発の方向性の選択、プロジェクトの実施及び成果の応用に関して企業に主動的な役割を發揮させなければならない (第 24 条)。国は、研究機関等と企業等との共同研究、人材交流、共同研修等の実施も奨励する (第 26 条～第 28 条)。

注 (インターネット情報は 2015 年 10 月 19 日現在である。)

(1) 「中华人民共和国促进科技成果转化法」国务院法制办公室 <<http://fgk.chinalaw.gov.cn/article/flk/199605/19960500409427.shtml>>

(2) 「全国人民代表大会常务委员会关于修改《中华人民共和国促进科技成果转化法》的决定」国务院法制办公室 <<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfg/fl/201509/20150900478889.shtml>>